

公益財団法人岩手県体育協会表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人岩手県体育協会(以下「本会」という。)は、本県スポーツ振興に顕著な功績のあった功労者、優秀選手及び指導者を表彰するため、この規程を定める。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
本県スポーツの普及振興に多大の業績をあげ、その功績顕著なもの
- (2) 栄光賞
全国大会の優勝者及び国際競技会において優秀な成績をあげた選手及びその指導者
- (3) 奨励賞
栄光賞と同等と認められる成績を残した小学生
- (4) 優秀指導者賞
本県スポーツの競技力向上に特に寄与している優秀な指導者

(候補者の推薦)

第3条 本会の加盟団体は、毎年定められた期日までに功労賞及び栄光賞の候補者を選定し、本会会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第4条 受賞者の決定は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号については、本会の加盟団体から推薦を受けて、理事会で決定する。
- (2) 第2条第4号については、本会の選手強化委員会から推薦を受けて、理事会で決定する。

(表彰)

第5条 被表彰者には、表彰状又は記念品を贈る。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年6月19日から施行する。

昭和60年4月2日	一部改正
平成7年9月13日	一部改正
平成14年8月6日	一部改正
平成17年5月20日	一部改正
平成19年9月14日	一部改正

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

公益財団法人岩手県体育協会表彰規程細則

公益財団法人岩手県体育協会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第6条により、この細則を定める。

- 1 表彰規程第2条第1号の「功労賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験者として特に功績顕著な者については、年齢及び役職年数を問わない。
 - (2) 20年以上にわたり所属団体の役員として尽力し、満60歳以上で功績顕著な者とする。
 - (3) 故人については、役員期間20年以上で功績顕著な者とし、年齢を問わないものとする。
 - (4) その他理事会において特に功績顕著と認められた者とするが、出席理事全員の賛同を得られた場合とする。
なお、推薦者は推薦理由を説明すること。
- 2 表彰規程第2条第2号の「栄光賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 全国大会とは、国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会及びこれらと同等の全国大会をいう。
 - (2) 国際競技会とは、オリンピック、世界選手権大会及びこれらと同等の国際大会をいう。
 - (3) その他理事会において、特に優秀選手及び指導者として認められたもの。
 - (4) 指導者は、本県において選手を直接指導した監督・コーチを対象とする。
- 3 表彰規程第2条第4号の「優秀指導者賞」の候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 全国大会及び国際競技会において、数年にわたり、顕著な成績を収めた優秀な指導者を対象とする。
 - (2) 全国大会とは、国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会及びこれらと同等の全国大会をいう。
 - (3) 国際競技会とは、オリンピック、世界選手権大会及びこれらと同等の国際大会をいう。
- 4 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この細則は、昭和43年6月19日から施行する。

昭和60年4月2日 一部改正

平成7年9月13日 一部改正

平成14年8月6日 一部改正

平成21年5月22日 一部改正

附 則

この細則は、公益財団法人岩手県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

公益財団法人岩手県体育協会功労賞について

● 公益財団法人岩手県体育協会 表彰規程抜粋

【表彰の種類と対象】

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

本県スポーツの普及振興に多大の業績をあげ、その功績顕著なもの。

● 公益財団法人岩手県体育協会 表彰規程細則抜粋

1 第2条第1号の「功労賞」の候補者は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者として特に功績顕著なものについては、年齢及び役職年数を問わない。
- (2) 20年以上にわたり所属団体の役員として尽力し、満60歳以上で功績顕著なものとする。
- (3) 故人については、役員期間は20年以上で功績顕著な者とし年齢を問わないものとする。
- (4) その他理事会において、特に功績顕著と認められた者とするが出席理事全員の賛成を得られた場合とする。なお、推薦者は推薦理由を説明すること。

● 公益財団法人岩手県体育協会功労賞受賞候補推薦申し合わせ事項

- 1 各加盟団体の候補者の推薦は、1名を超えないものとする。
- 2 人口10万人以上の市町村体育協会の候補者の推薦は、2名を超えないものとする
- 3 この申し合わせ事項は、平成17年4月1日から適用する。